

逗子市集団資源回収要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるごみの減量化及び資源化の推進を図るため、資源物の集団回収を行う団体と資源物の回収を行う事業者が実施する集団資源回収(以下「集団資源回収」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 集団資源回収は、自治会、町内会その他地域住民で構成される団体及び事業者が市長の登録を受けて実施するものとする。

(団体の登録)

第3条 前条の登録を受けようとする団体は、集団資源回収実施団体登録申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出を受け、集団資源回収実施団体としての登録を行ったときは、集団資源回収実施団体登録票(第2号様式。以下「実施団体登録票」という。)により団体に通知するものとする。

(登録事項の変更の届出等)

第4条 集団資源回収実施団体(以下「登録団体」という。)は、前条第2項の実施団体登録票の記載事項に変更があったときは、集団資源回収実施団体登録事項変更届出書(第3号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 登録団体は、登録を取り消すときは、集団資源回収実施団体登録取消届出書(第4号様式)に、実施団体登録票を添付して市長に提出しなければならない。

(事業者の登録要件)

第5条 事業者の登録要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 適正な再資源化を行う者であること。
- (2) 過去に資源物の持ち去りを行った者又はこれに関与した者でないこと。
- (3) 逗子市暴力団排除条例(平成23年逗子市条例第15号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に該当しないこと。
- (4) 法人その他の団体にあつては、代表者又は役員等のうちに暴力団員等に該当する者がいないこと。

(5) 過去に本市との契約において、逗子市財務規則（平成3年逗子市規則第6号）第157条の各号に基づく契約解除に至った経緯がないこと。

（事業者の登録）

第6条 事業者は、集団資源回収を実施しようとするときは、集団資源回収実施事業者登録申請書（第5号様式）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書
- (2) 個人にあつては、住民票の写し
- (3) 集団資源回収に供する車両の車検証の写し

2 市長は、前項に規定する書類を提出した事業者が前条各号の要件を満たすときは、集団資源回収実施事業者名簿に登録するとともに、集団資源回収実施事業者登録票（第6号様式。以下「実施事業者登録票」という。）により事業者に通知するものとする。

（登録事項の変更の届出等）

第7条 集団資源回収実施事業者登録事業者（以下「登録事業者」という。）は、前条第2項の実施事業者登録票の記載事項に変更があつたときは、集団資源回収実施事業者登録事項変更届出書（第7号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、登録の廃止をするときは、集団資源回収実施事業者登録廃止届出書（第8号様式）に、実施事業者登録票を添付して市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第10条第4項の規定により禁止する併せ積みを行ったとき。
- (3) 第13条に規定する奨励金の交付申請において、回収量の虚偽申告等を行ったとき。
- (4) その他法令等に違反したとき。

2 登録事業者は、前項の登録の取消しを受けたときは、速やかに実施事業者登録票を市長に返還しなければならない。

（対象資源物）

第9条 この要綱の対象となる資源物（以下「対象資源物」という。）とは、原則として家庭から排出されるものであつて、資源化が可能な性質・形状のものをいう。

2 前項に規定する対象資源物の品目は、次に掲げるものとする。

(1) 紙類

- ア 新聞紙
- イ 雑誌
- ウ 段ボール
- エ ミックスペーパー
- オ 飲料用紙パック

(2) 布類

(3) 金属類

- ア アルミ缶
- イ スチール缶
- ウ 家庭金物

(集団資源回収の実施要件)

第10条 登録団体及び登録事業者は、回収日時及び回収場所等について、あらかじめ相互に取り決めるものとする。ただし、回収場所として、家庭ごみ集積所を使用するときは、市が収集運搬を行う廃棄物と混同しないようにしなければならない。

2 登録事業者は、前条第2項に掲げる対象資源物の全てを回収しなければならない。ただし、これにより難しいときは、対象資源物の一部を他の登録事業者と共同で回収することができる。

3 登録事業者は、前条第2項第3号アに定める対象資源物を登録団体から買い取らなければならない。

4 登録事業者は、対象資源物の回収から計量までの間において、対象資源物とその他の廃棄物又は資源物の併せ積みを行ってはならない。

5 登録事業者は、集団資源回収を行うに当たり、別図に定めるところにより、次に掲げる事項を集団資源回収に使用する車両の両側面に表示するものとする。

- (1) 集団資源回収に供する車両であること。
- (2) 登録事業者名
- (3) 登録番号

6 登録団体及び登録事業者は、集団資源回収の実施内容について、地域への周知及び広報を行うものとする。

7 登録団体は、災害、荒天、その他回収が困難な状況が発生したときは、対象資源物の排出を控えるよう努めなければならない。

8 登録事業者は、災害、荒天、その他回収が困難な状況が発生したときは、回収の遅延を最小限にとどめるよう努めなければならない。

9 登録団体及び登録事業者は、集団資源回収の実施に当たっては、円滑に回収できるよう相互に協力しなければならない。

(対象資源物の確認)

第11条 登録事業者は、集団資源回収報告書（第9号様式）に回収量その他必要な事項を記入し、登録団体に提出しなければならない。

(対象資源物の引渡し及び計量)

第12条 登録事業者は、対象資源物を適切な再資源化を行うことができる者に引き渡し、その際に計量を受けなければならない。

(奨励金の申請等)

第13条 登録事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、実施した月ごとに集団資源回収実績を取りまとめ、集団資源回収奨励金交付申請書兼実績報告書（第10号様式）に、次に掲げる書類を添付し、当該四半期が終了した翌月の末日までに市長に提出するものとする。

(1) 集団資源回収報告書の写し

(2) 前条に規定する計量の結果を示す書類の写し

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査し、奨励金の交付を決定するものとする。

3 奨励金の額は、別表に定める交付対象資源物ごとの単価により算出した額とする。

(奨励金の返還)

第14条 奨励金の交付を受けた登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(1) 第10条第4項の規定により禁止する併せ積みを行ったことが明らかとなったとき。

(2) 前条第1項に規定する交付申請における回収量の虚偽申告等により、不正に奨励金の交付を受けたことが明らかとなったとき。

(集団資源回収にかかる調査等)

第15条 市長は、必要があると認めたときは、登録団体及び登録事業者に対し、集団資

源回収にかかる調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の調査を行うに当たり、登録団体及び登録事業者に対し、必要な書類等の提出を求めることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、集団資源回収の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(逗子市資源回収奨励金交付要綱の廃止)

- 2 逗子市資源回収奨励金交付要綱（平成5年6月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、現に廃止前の逗子市資源回収奨励金交付要綱第2条の規定により登録された登録団体及び登録事業者は、第3条第2項又は第6条第2項の規定により登録されたものとみなす。

別表（第13条関係）

交付対象資源物	単価
新聞紙、雑誌又は段ボール	1 キログラムにつき 1.5 円
ミックスペーパー	1 キログラムにつき 6 円
飲料用紙パック	1 キログラムにつき 2 円
布類	1 キログラムにつき 4 円